

書評

小川 正人 著『近代アイヌ教育制度史研究』

駒込 武（お茶の水女子大学）

戦前・戦中期、いわゆる天皇制公教育の体制を維持・再生産する上で、祝日大祭日学校儀式の果たした役割の大きさはよく知られている。それでは、次のような情景をどのように理解すればよいのだろうか。

「紀元節にウタリたちとともに、拝賀のためにコタンの学校に出席したところ、式場も乱雑になっている。子供等は例によって乱暴騒ぎをしている。御本尊の先生は誰か客人と祝杯をあげて、金時の火事見舞いそっち退け、千鳥足の風体には一寸面食らった。」

アイヌの教員江賀寅三の回想で語られた情景である（本書222-223頁）。「厳粛」であるはずの紀元節の学校儀式にシャモ（和人）の教員が「千鳥足」で表れる…。シャモだけを対象とした学校ではおよそありえない情景に接したアイヌの感慨は、「憤慨」を通り越して「悲哀の念」がわき上ってくるというものであった。

ここには二重三重に屈折した事態がみられる。アイヌ学校でも天皇制の学校儀式が行なわれていたことをとらえて「同化主義」の教育であったと指摘するだけでは、事態の複雑さを完全に取りこぼしてしまうだろう。儀式が「厳粛」に行われないことへのアイヌの「憤慨」や「悲哀の念」などは理解不能なものか、「同化政策」の枠組みに取り込まれた反応として切り捨てられるより他ない。しかし、本書では、その先を論じようとしている。「千鳥足」で儀式に表れたシャモの教員の挙動は、アイヌへの軽侮に満ちた対応の氷山の一角ではないのか。その氷山の本体を描き出すことによって、アイヌ自身の「憤慨」の内実に少しでも接近することが必要なのではないか。そして、安易な「理解」を拒絶する当事者の意識との格闘を経なくては、たとえどんなにアイヌ教育政策の不当を告発したところで、シャモによるシャモのための自己満足的な歴史認識に終わるほかないのではないか。歴史を書く主体と歴史認識との、このような緊張感に満ちた関わりこそが、400頁を越える本書に一貫して鳴り響くモチーフであるように評者には思えた。

本書は、貝沢正というひとりのアイヌがアイヌの文化からの脱出を願い、「シサムになりたい」と思いながら後年「北海道アイヌ」を自称するに至ったのはなぜ

なのか、アイヌ教育政策それ自体の内にそうした屈折の生じる回路が胚胎されていたのではないかという問い合わせから始まる。このような問い合わせを問い合わせることによって「シャモ（和人）としての自分の歴史認識を鍛え」ることを本書の課題として設定している。アイヌによる政策批判に依存することでシャモとしての罪障意識を小出しに解消していくのではなく、かと言って、シャモとしての立場に開き直ってアイヌへの「恩恵」的対応を称揚するのももちろんない、歴史認識のあり方が問題とされているのである。それは、研究する主体を決して安定させない、むしろジレンマに落とし込むような歴史認識のあり方でもある。著者も述べるとおり、歴史研究の意義は「ただその研究のなし得た論証とそれに伴って拓かれる知見によってのみ」判断されるべきだとしても、本書の分厚い実証全体が歴史を書く主体と歴史認識のあり方への鋭利な問題提起となっていることをまず確認しておきたい。

さて、本書が研究対象としているのは、「近代アイヌ教育制度」である。1899年に制定された「北海道旧土人保護法」および1901年の「旧土人児童教育規程」に即して形成された独自の学校教育制度を「近代アイヌ教育制度」と定義し、その成立から1937年の廃止にいたるプロセスを前史と後史を含めて叙述している。北海道大学に提出した学位論文に加筆・修正を加えたという出自にふさわしく、「近代アイヌ教育制度」の全貌を捉えようとした野心作となっている。構成は時期的区分にしたがって3部に分かれている。

第一部では、明治維新期から1880年代までの北海道開拓政策の展開と初期アイヌ学校の実態が叙述される。土地と生業の剥奪、移民の入植などの進展の中で、アイヌが「文字」や「教育」の必要を痛感させられる状況に追い込まれていくプロセスが本章の主題である。従来の研究はしばしば「教育」がアイヌに対する「同化主義」的施策の「主軸」となったことを自明の前提としてきたが、著者は本当にそうなのかと問う。そして、「北海道旧土人保護法」の制定にあたって、アイヌへの教育の普及など無用であり、速やかに「滅亡」させるべきだという論が根強く存在したことに注意を促し、武力に基づく「滅亡」への脅しを背景としてこそ、慈惠的な「保護」「教育」必要論の登場も可能になったと論じている。その慈惠的な政策も、欧米人に大幅な行動の自由を認める「内地雜居」実施にともなって、すでにアイヌ教育活動を展開していたミッションへの

「対抗措置」として必要とされたものであると論じられている。北海道立の特設アイヌ学校が、安上がりの「簡易」で「卑近」な教育施設として形成される要因は、「旧土人保護法」の制定過程の内にすでに胚胎されていたことがわかる。

第二部では、「近代アイヌ教育制度」成立以後のアイヌ学校の実態、アイヌ学校の教員とコタンとの関わり、1900年代初頭における就学率上昇の要因が考察される。アイヌ学校の成立の仕方にはさまざまなパターンがあった。市町村立の尋常小学校からアイヌの子どもを隔離して分離する形で成立する場合もあり、アイヌが多数を占めるコタンではアイヌ学校が新設され、シャモの移民の増加にともなってシャモ向けの学校が分離されることもあった。前者の場合は新設のアイヌ学校に「第二」という名称が付されるのに、後者の場合、新設のシャモの学校には「第一」という名称が付されるという、ほとんど偏執的なまでに微細な差別化が図られていることも著者は見逃さない。また、実質的には「共学」が行われることがあったにしても、原則はあくまでも「別学」であり、特に第二次「特別教育規程」(1916年)でアイヌ学校の修業年限を4年と定めたことによりシャモ向けの規程との間の格差が強化されたことを明確にしている。1900年代以降アイヌの中にわき上がってきた「教育熱」は、こうした抑圧と差別への抵抗であり、民族の伝統文化を継承していくことへの「断念」の痛切さと裏腹の事態であったと著者は論じている。

第三部では、1937年の「北海道旧土人保護法」改正によりアイヌ学校が廃止されるまでの時期を取りあげている。1920年代以降、アイヌによる政策批判が活発化する中で体制側の一定の譲歩として「共学」化が進み、「アイヌ」という言葉をタブーとするなど建前の「差別禁止」も図られた。しかし、シャモの学校に少数者として編入されたアイヌの子どもたちにとって「共学」化は新たな差別との直面の機会をもたらすものであった。「アイヌ」という言葉や民族意識を排除することによって「平等」が達成されるというこの新たな統合政策が、戦後に連続する基本的な構図となったと著者は論じている。

結論部では、アイヌ教育政策を「『同化』と概括するだけでは、アイヌはあくまでも『異』民族として『劣』位に置かれ」たという問題をとらえきれないことを指摘し、近代アイヌ教育制度はシャモの制度を「基準」としながら、決してその枠組みを越えることはないバリエーションとして存在したと述べている。あるいは著者の意には添わない単純化かもしれないが、「同化」ではなく「差別」こそが基底的な事態として存在した

のだと考えるべきなのだろう。もちろん、「国語」としての日本語を強制するといったことは近代アイヌ教育制度の成立以来一貫していることからである。しかし、その場合でも、著者の述べるとおり、「アイヌはシャモの言うことを『解』さねばならなかったが、シャモはアイヌにその想いや要求を語らせようとはしなかった」というような、非対称的な関係が貫徹していたことを見過ごすべきではない。

以上、きわめて不十分な内容紹介となってしまったが、それぞれの時期についてアイヌ学校のおかれた地域や学校財政の問題から、教員たちの状況、教育内容・方法にいたるまで「近代アイヌ教育制度」の全体像が論述されていることを補足しておきたい。さらに、詳細な注と索引・文献目録の存在に象徴されるように、徹底した先行研究と資料の調査収集が行われていることも、特筆すべきことがらであろう。著者は、今年になつて山田伸一との共編で『アイヌ民族 近代の記録』(草風館)を刊行しているが、これも今日の研究の到達水準をふまえてアイヌによる記録や著作を体系的に整理した貴重な仕事である。本書とあわせて近代アイヌ史研究の水準をレベル・アップさせるための堅実な土台づくりがなされているという印象を受ける。

この点を確認した上で、「ないものねだり」といわれるのを覚悟で評者なりの注文を提起したい。

第一は、著者自身が結論部で今後の課題として述べているように、地域間の差異をふまえたモノグラフィックな論究が必要だということである。本書では、個々の学校の実態がいかなる力学の下でどのように変化していったのかということが読みとりにくい。評者は試みに、索引を頼りとして荷負という一つの地域の学校に関する記述を抜き書きしてみた。その中で、同一年度の生徒数の統計(182頁の表3-3bと208頁の表3-8)に食い違いがあることを発見した。出典の相違に起因するものだとしても、何らかの説明・解釈が必要な部分だろう。これは些細な例に過ぎないかもしれないが、全体像を描こうとすることで逆に見えにくくなることもあるのである。たとえば、学校儀式にしても、シャモの人口がある程度増加してくれればアイヌの目というよりはシャモの目を意識して「厳粛」に執り行わなければいけなくなったのではないか。地域・時期による人口比の違いということを実態の変化に対する説明要因として想定できるのか、できるとしたらどのような意味でなのかという観点からの検討が必要だろう。

第二に、ジョン・バチラーなどミッションの活動とアイヌとの関係をもっと掘り下げて論じる必要があるのではないか。影響力の及ぶ範囲と大きさを考えたときに、「近代アイヌ教育制度」の解明がミッションの活

動よりも優先的な課題として設定されるべきであることには同意できる。しかし、北海道庁による「保護」と「教育」の受容か、それとも「滅亡」か、というような過酷な二者択一の枠組みそれ自体を相対化していくためにも、第三の選択肢としてミッションとの関係がもっと本格的に論究されてもよいのではないか。江賀寅三のようなアイヌのキリスト教徒がオピニオン・リーダーの一角としての役割を果たしているとすればなおさらのことである。ミッションの教育活動をキリスト教史や教会史の一部としてではなく、教育史の一環として「近代アイヌ教育制度」との関連で適切に位置づけていくことが望まれる。もちろん、アイヌにとって道庁の「教育」もミッションのそれも本質的な差異はなかったという結論になる可能性も十分にあるが、考察に値することはあるだろう。

第三に、結論部において、著者は、アイヌ教育制度をシャモのそれと「同一」にすることのできない「何かの力がそこに作用して」いたと述べている。この「何かの力」とは何なのだろうか。著者は、「天皇制」や「レイシズム（人種・民族差別主義）」というような一般的なカテゴリーに還元してしまいたくないために、あえて曖昧な表現を用いたのかもしれない。そこにはおそらく、「日本史を逆照射」するためのアイヌ史や比較植民地研究の素材としてのアイヌ史という観点を避け、アイヌ史はただそれ自体として重要なのだという立場を貫こうとする著者のスタンスが表明されているのだとも思う。そのことは理解できる。しかし、「何かの力」はアイヌがつくりあげたものではなく、シャモがシャモのために必死になって支えようとした価値観であり、イデオロギーである。だとすれば、どうしてもこの地点でアイヌ史はアイヌ史として完結できず、いわゆる「日本史」や植民地研究と積極的な連関の内に入らざるをえないのではないだろうか。本書では注で問題提起的にふれられている程度の比較史的な展望をさらに発展させながら、アイヌ史に即して「何かの力」の中身を掘り下げ、適切にカテゴライズしていく作業を期待したいと思う。もちろん、それは、植民地研究を専攻する評者にとっての課題でもある。

なお、本書の巻末「資料編」には、関係法令など基本的な文書類が所載されている。中でも熟読玩味すべきは最後の部分に掲載された伏根弘三と江賀寅三の意見書であろう。この意見書を読みながら、本書の内容全体がこれらの意見書に対する長大な「注釈」でもあるのではないかと感じた。このように評したら、著者の本意に反するだろうか。

(北海道大学図書刊行会刊 1997年5月発行 A5判
457頁 定価 7,000円)

副田 義也 著『教育勅語の社会史

——ナショナリズムの創出と挫折』

佐藤 秀夫（日本大学）

本書は、社会学専攻の著者による「教育勅語」に関する歴史社会学的研究と自己規定されている（まえがき）。また副題に記されているように、日本人論・日本文化論の系としてのナショナリズム研究を志向するもの、ともされている。

教育がひろく社会的な関心を集めている現在、教育を対象とした研究が、いわゆる教育学研究の方法に限られることなく、他の科学研究方法をとる研究者によっても行われることは、当然かつ必要であり、さらにいえば教育学研究者にとって反省と刺激を与える好機として、歓迎すべきことといえる。「教育勅語」はその政治的性格から、従来とも日本近代史研究、とりわけ政治史研究においてしばしば論じられてはいるが、「言及」にとどまらないコンセントレイトされた研究成果と呼ばれるべきものは、梅溪昇や稻田正次による著書のほかはあまり見ることができない。「教育勅語」研究は教育学者、教育史学者によって行われるというのが、今までの学界の常識であったようである。「教育勅語」が一種の政治文書であるからには、教育学にとどまらない多くの社会科学分野からそれについての本格的な研究が現われることは、このような常識を搖るがす意味において、大いに期待していたのである。

本書の刊行を知ったときの評者の第一印象は、まさにこの期待に充ちたものであった。しかし、一読、再読するに及んで、その期待は残念ながら偽かない夢におわったというのが、評者の率直な感想である。

まず本書の構成を紹介しよう。以下のような6章からなる（末尾の数字は、ページ・ノンブルと実ページ分量を示す）。

第I章 「教育勅語」の成立前史	3—47(45)
第II章 「教育勅語」の本文批評と性格規定	49—121(73)
第III章 「教育勅語」をめぐる諸思想の葛藤	123—187(65)
第IV章 「教育勅語」の作用と効果	189—243(55)
第V章 「教育勅語」を補完した詔勅など	245—313(69)
第VI章 「教育勅語」の排除と失効確認まで	315—365(51)

一見して明らかなように、「教育勅語」の成立前史から第二次大戦後のその排除・失効確認までの全過程を